ウ　ローカル番組

(ｱ)　ニュース

番組名	放送日時	そのうち自社制作番組の時間
合　計	時間　分（　%）	時間　分（　%）

(ｲ)　天気予報

番組名	放送日時	そのうち自社制作番組の時間
合　計	時間　分（　%）	時間　分（　%）

(ｳ)　ニュース及び天気予報以外の番組

番組名	放送日時	そのうち自社制作番組の時間
合　計	時間　分（　%）	時間　分（　%）

(ｴ)　総合計

総合計(ｱ)＋(ｲ)＋(ｳ)	時間　分（　%）

（注１）　超短波多重放送及び短波放送以外の基幹放送の業務について記載すること。

（注２）　アの放送番組表に基づいて記載すること。

（注３）　出演者、番組内容等からみて、当該放送事業者の放送対象地域向けの放送番組と認められるもの（自社以外が制作したものを含む。）について記載すること。

（注４）　合計及び総合計の欄の比率は、アの放送番組表に基づいて１週間の総放送時間に対する当該欄の時間の比率を記載すること。

エ　自社において制作する放送番組及びその制作体制

自社において制作する放送番組					他から供給を受ける放送番組	合計
①完全局制作	②制作会社協力	③共同制作	④制作委託	⑤再放送		
分 %	分 %	分 %	分 %	分 %	分 %	分 100.0%

（注１）　アの放送番組表に基づいて各項目の放送時間（分）及び１週間の総放送時間に対する割合を記載すること。

（注２）　①から④までの番組については、いずれも再放送の番組を除くこと。

（注３）　自社における制作能力及び制作体制の確実性を裏付ける資料がある場合は、添付すること。

（基幹放送局の開設の根本的基準の一部改正）

第四条　基幹放送局の開設の根本的基準（昭和二十五年電波監理委員会規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

第十条中「基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令（平成二十三年総務省令第八十二号）及び基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令の認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める省令（平成二十三年総務省令第八十三号）」を「基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令（平成二十七年総務省令第二十六号）」に改める。

（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第五条　総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）の一部を次のように改正する。

別表放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）の項条項の欄中「第九十三条第三項及び第四項」を「第九十三条第二項及び第三項」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、放送法及び電波法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第九十六号。次項において「改正法」という。）の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

（改正法附則第八条の総務省令で定める事項）

2　改正法附則第八条の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　氏名（法人又は団体にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所

二　改正法附則第八条に規定する関係会社の名称、事業の概要、資本金、出資の額、出資の比率及び役員に関する事項

○総務省令第二十六号

放送法及び電波法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第九十六号）の施行に伴い、並びに放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第三十一号及び第三十二号並びに第九十三条第一項第四号（同法第百六十二条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき、基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令を次のように定める。

平成二十七年三月二十七日　　総務大臣　山本　早苗

基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令

第一章　総則

（目的）

第一条　この省令は、基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関して、放送法（以下「法」という。）の委任に基づく事項を定めることを目的とする。

（定義）

第二条　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　取締役会設置会社　会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第七号に規定する取締役会設置会社をいう。

二　指名委員会等設置会社　会社法第二条第十二号に規定する指名委員会等設置会社をいう。

三　業務執行取締役　会社法第二条第十五号イに規定する業務執行取締役をいう。

四　持分会社　会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。

五　理事会設置一般社団法人　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第十八号）第十六条第一項に規定する理事会設置一般社団法人をいう。

六　業務執行理事　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百六十一条第一項第三号に規定する業務執行理事をいう。

七　学校法人　私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。

八　社会福祉法人　社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人をいう。